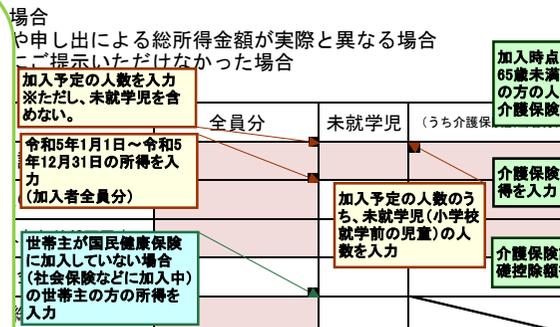


令和6年度 国民健康保険税試算額（概算）

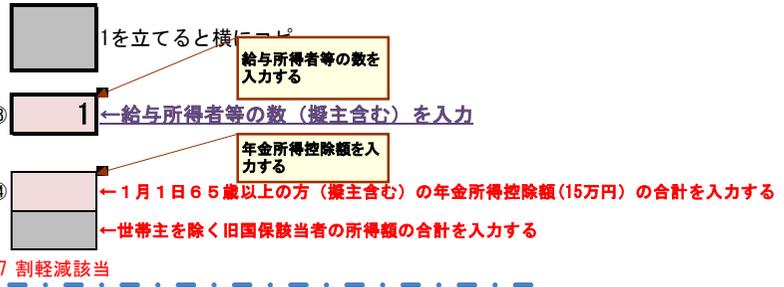
【重要！】本試算は概算となります。特に以下の場合、実際の税額が試算額と大きく異なることがあります。

以下の場合は、所得の軽減の計算が正確にできず、金額が異なる可能性がありますので資料を持参の上、ご来庁していただきますようお願いいたします。

- ① 同世帯でほかにも国民健康保険に加入している方がいる場合
- ② 後期高齢医療保険制度に移行した方がいる場合
- ③ 分離課税所得がある場合
- ④ 損益通算や繰越損失があり、確定申告等で申告されている場合
- ⑤ 専従者給与がある場合
- ⑥ 産前産後軽減期間に該当する方がいる場合



単身軽減
4分の1
非対応



①	9.22%	=	
②	6,880	=	
③	3,440	=	
④	8,600	=	
⑦ 支援分	所得割	課税標準額 ×	2.51% =
	均等割	加入予定者数 ×	1,980 =
		未就学児人数 ×	990 =
平等割	一世帯あたり	2,230 =	
⑧ 介護分	所得割	課税標準額 ×	2.88% =
	均等割	加入予定者数 ×	2,680 =
	平等割	一世帯あたり	2,570 =
⑨	年税額	加入月を入力 (⑦支援分 + ⑧介護分)	
⑩	月額目安	(⑨ ÷ 12ヶ月。任意継続と比較する場合の目安) 4月～翌年3月まで	
⑪		月から加入の場合、3月までの	ヶ月分で……
⑫		月届出された場合の1回目の納期は	月で、金額は
		届出する月を 入力	目以降の納期は ～3月で、金額は

- ① 右側: 加入予定者数(うち介護保険該当者分)とは
加入時点で40歳以上65歳未満の加入者の人数
- ② 総所得金額とは
令和5年1月1日～令和5年12月31日の加入者の所得。
非課税所得を除くすべての所得(年金収入による雑所得を含む)が入ります。
- ③ 基礎控除金額とは
1人あたり最大43万円所得から控除します。ただし所得が43万円以下の場合、所得金額＝基礎控除金額となり所得金額を控除額とします。

- ⑩ 加入月
⑩には、何月分から加入となるかを入力します。
月の途中に加入する場合は、その月も含まれます。
月末で退職した場合は、翌月が加入月となります。
- ⑪ 納付月
国民健康保険税は、年税額を9回に分けて支払っていただく制度であり、加入月が納付月ではありません。
年の途中で加入した場合
通常4～6月に加入手続きをした場合は、7月から9回に分けて支払っていただきます。
7～3月に加入手続きをした場合は、加入の翌月中旬に納税通知書が送付されます。
なお、他制度脱退後、14日以内の加入手続きではなく、遡って手続きされた場合は、加入月にかかわらず、原則的には、翌月納税通知書が送付されます。

- ⑬ 給与所得等の数とは
年金又は給与所得がある方の人数が2名以上いた場合は人数に応じて、2以上を入力する。(0名だとしても1は必ず入ります。)
収入で言えば、給与収入は55万円超。
年金収入は、65歳未満で60万円超、65歳以上で125万円超
- ⑭ 年金所得控除額とは
試算する年の1月1日時点で、65歳以上だった方で、年金所得が15万円以上あった場合は、「150,000」と入力する。年金所得が15万円以下だった場合

- 介護保険は40歳以上65歳未満のかたが対象となります。
- 課税限度額は、医療分650,000円、支援分240,000円、介護分170,000円となっております。
- 国民健康保険税は、加入された月から課税が発生しますが、4月から翌年3月までの1年分を年9回(7月～3月)に分けて納付していただくため、**各納期の保険税額は月額ではありません。**また、7月以降に、加入の手続きをされたかたは、**届出月の翌月から納付していただきます。**
- 毎年度の国民健康保険税は、加入されるかたの前年の1月から12月までの総所得金額をもとに算定します。『国民健康保険税納税通知書』は、7月上旬までに世帯主あてに送付します。7月以降に、加入の手続きをされたかたは、**届出月の翌月中旬以降**に送付します。

処理欄	計算者	確認者	確認事項(必須)	
				<input type="checkbox"/> 総所得金額の内訳(給与・事業・雑(年金等)・不動産・()) <input type="checkbox"/> 加入予定年月(年 月 予定) <input type="checkbox"/> 世帯主の国保加入の有無